

弁護士事務所管理弁法

2008年7月18日司法部令第111号により発布

2012年11月30日司法部令第125号により改正・発布

2016年9月6日司法部令第133号により改正・発布 同年11月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 弁護士事務所の設立条件
- 第3章 弁護士事務所の設立許可手続
- 第4章 弁護士事務所の変更及び終了
- 第5章 弁護士事務所の分所の設立、変更及び終了
- 第6章 弁護士事務所の業務執行及び管理規則
- 第7章 司法行政機関の監督・管理
- 第8章 附則

第1章 総則

第1条 弁護士事務所の設立を規範化し、かつ、弁護士事務所に対する監督及び管理を強化するため、「弁護士法」その他の関係する法律及び法規の規定に基づき、この弁法を制定する。

第2条 弁護士事務所は、弁護士の業務執行機構である。弁護士事務所は、法により設立され、かつ、業務執行許可証を取得しなければならない。

2 弁護士事務所の設立及び発展は、国及び地方の経済的社会的発展の必要に基づき、合理的分布及び均衡的発展を実現しなければならない。

第3条 弁護士事務所は、中国共産党の指導を擁護し、社会主義法治を擁護することを業務従事の基本要件としなければならない。

2 弁護士事務所は、法により業務活動を展開し、内部管理及び弁護士による業務執行行為に対する監督を強化し、法により相応する法律責任を引き受けなければならない。

3 いかなる組織及び個人も、弁護士事務所の業務執行活動に不法に干渉してはならず、かつ、弁護士事務所の適法な権益を侵害してはならない。

第4条 弁護士事務所は、堂の建設を強化しなければならない。条件を具備する場合には遅滞なく党組織を成立させなければならない。暫定的に条件を具備しない場合には党建設業務指導員等の方式を通じて党の業務を展開しなければならない。

2 弁護士事務所は、党組織が活動を展開するのを支持し、党組織が弁護士事務所の政策決定又は管理に参加する業務メカニズムを確立して完全化し、党組織の政治的核心作用及び弁護士党員の前衛的模範作用を発揮させなければならない。

第5条 司法行政機関は、「弁護士法」及びこの弁法の規定により、弁護士事務所に対し監督及び指導をする。

2 弁護士協会は、「弁護士法」、協会定款及び業種規範により、弁護士事務所に対し業

種自己規律を実行する。

3 司法行政機関及び弁護士協会は、監督・管理職責を結合し、弁護士業の党の建設に対する指導を強化しなければならない。

第6条 司法行政機関及び弁護士協会は、弁護士事務所表彰・報奨制度を確立して健全化し、関係規定に基づいて総合性及び単独表彰項目を設定し、人民大衆の適法な権益を維持・保護し、又は経済社会発展及び国家法治建設を促進するために突出的貢献をした弁護士事務所に対し表彰・報奨を行わなければならない。

第2章 弁護士事務所の設立条件

第7条 弁護士事務所は、弁護士パートナーシップ若しくは弁護士個人がこれを設立し、又は国が出資してこれを設立することができる。

2 パートナーシップ弁護士事務所は、普通パートナーシップ又は特殊な普通パートナーシップ形式を採用してこれを設立することができる。

第8条 弁護士事務所の設立は、次に掲げる基本条件を具備しなければならない。

- (1) 自己の名称、住所及び定款を有すること。
- (2) 「弁護士法」及びこの弁法の規定に適合する弁護士を有すること。
- (3) 設立人は、一定の業務執行経歴を有し、かつ、専任で業務を執行することができる弁護士でなければならないが、かつ、設立申請前3年内において業務執行停止処罰を受けたことがないこと。
- (4) この弁法所定の金額に適合する資産を有すること。

第9条 普通パートナーシップ弁護士事務所の設立は、前条所定の条件に適合すべきほか、更に次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 書面によるパートナーシップ合意を有すること。
- (2) 3名以上のパートナーが設立人となること。
- (3) 設立人は、3年以上の業務執行経歴を有し、かつ、専任で業務を執行することができる弁護士でなければならないこと。
- (4) 人民幣30万元以上の資産を有すること。

第10条 特殊な普通パートナーシップ弁護士事務所の設立は、第8条所定の条件に適合すべきほか、更に次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 書面によるパートナーシップ合意を有すること。
- (2) 20名以上のパートナーが設立人となること。
- (3) 設立人は、3年以上の業務執行経歴を有し、かつ、専任で業務を執行することができる弁護士でなければならないこと。
- (4) 人民幣1000万元以上の資産を有すること。

第11条 個人弁護士事務所の設立は、第8条所定の条件に適合すべきほか、更に次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 設立人は、5年以上の業務執行経歴を有し、かつ、専任で業務を執行することができる弁護士でなければならないこと。
- (2) 人民幣10万元以上の資産を有すること。

第12条 国が出資して設立する弁護士事務所は、「弁護士法」所定の一般条件に適合すべきほか、少なくとも2名の「弁護士法」の規定に適合し、かつ、専任で業務を執行することができる弁護士を有しなければならない。

2 国が出資して弁護士事務所を設立する必要がある場合には、当該地区の県級の司法行政機関が設立を準備する。設立申請が許可される前においては、必ず所在地の県級人民政府の関係部門による編制割当及び経費保障の提供を経なければならない。

第13条 省、自治区及び直轄市の司法行政機関は、当該地区の経済社会発展状況及び弁護士業務の発展の必要に基づき、この弁法所定の普通パートナーシップ弁護士事務所、特殊な普通パートナーシップ弁護士事務所及び個人弁護士事務所の設立資産金額を適当に調整し、司法部に報告して承認を受けた後に実施することができる。

第14条 弁護士事務所を設立する場合には、その申請に係る名称は、弁護士事務所の名称管理に関する司法部の規定に適合しなければならない。かつ、設立申請が許可される前において規定に従い名称検索手続をしなければならない。

第15条 弁護士事務所の責任者の候補者は、設立申請が許可される際に一括してこれを審査機関に報告して審査・承認を受けなければならない。

2 パートナーシップ弁護士事務所の責任者は、当該事務所のパートナーの中から全体パートナーによる選挙を経てこれを選出しなければならない。国が出資して設立する弁護士事務所の責任者は、当該事務所の弁護士がこれを推薦して選出し、所在地の県級の司法行政機関による同意を経る。

3 個人弁護士事務所の設立人は、当該事務所の責任者である。

第16条 弁護士事務所の定款には、次に掲げる内容が含まれなければならない。

- (1) 弁護士事務所の名称及び住所
- (2) 弁護士事務所の目的
- (3) 弁護士事務所の組織形態
- (4) 設立資産の金額及び由来
- (5) 弁護士事務所の責任者の職責並びに選出及び変更の手続
- (6) 弁護士事務所の政策決定並びに管理機構の設置及び職責
- (7) 当該事務所の弁護士の権利及び義務
- (8) 弁護士事務所の業務執行、費用收受、財産及び分配等に関する主たる管理制度
- (9) 弁護士事務所の解散の事由、手続及び清算弁法
- (10) 弁護士事務所の定款の解釈及び修正手続
- (11) 記載する必要があるその他の事項

2 パートナーシップ弁護士事務所を設立する場合には、その定款には、更にパートナーの氏名、出資額及び出資方式を記載しなければならない。

3 弁護士事務所の定款の内容は、関係する法律、法規及び規則に抵触してはならない。

4 弁護士事務所の定款は、省、自治区又は直轄市の司法行政機関が弁護士事務所の設立を許可する旨の決定をした日から効力を生ずる。

第17条 パートナーシップ合意には、次に掲げる内容を記載しなければならない。

- (1) パートナー。これには、氏名、居住地、身分証番号及び弁護士業務執行経歴等が含まれる。
- (2) パートナーの出資額及び出資方式
- (3) パートナーの権利及び義務
- (4) パートナーシップ弁護士事務所の責任者の職責並びに選出及び変更の手続
- (5) パートナー会議の職責及び議事規則等
- (6) パートナーの収益分配及び債務負担方式
- (7) パートナーの加入、脱退及び除名の条件及び手続
- (8) パートナー相互間の紛争の解決方法及び手続並びにパートナーシップ合意に違反して引き受ける責任
- (9) パートナーシップ合意の解釈及び修正手続
- (10) 記載する必要があるその他の事項

- 2 パートナーシップ合意の内容は、関係する法律、法規及び規則に抵触してはならない。
- 3 パートナーシップ合意は、全体パートナーが協議により合意し、かつ、署名し、省、自治区又は直轄市の司法行政機関が弁護士事務所の設立を許可する旨の決定をした日から効力を生ずる。

第3章 弁護士事務所の設立許可手続

第18条 弁護士事務所の設立許可については、区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関が設立申請を受理し、かつ、初歩的審査をし、省、自治区又は直轄市の司法行政機関に報告し審査を経て、設立を許可するか否かの決定を受ける。

第19条 弁護士事務所の設立を申請する場合には、所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関に対し次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 設立申請書
 - (2) 弁護士事務所の名称及び定款
 - (3) 設立人の名簿、略歴、身分証明及び弁護士業務執行証書並びに弁護士事務所
の責任者の候補者
 - (4) 住所証明
 - (5) 資産証明
- 2 パートナーシップ弁護士事務所を設立する場合には、更にパートナーシップ合意を提出しなければならない。
 - 3 国が出資して設立する弁護士事務所を設立する場合には、所在地の県級人民政府の関係部門の発行に係る編制割当及び経費保障の提供に係る認可文書を提出しなければならない。
 - 4 設立許可を申請する際には、申請人は、「弁護士事務所設立申請登記表」にありのままに記入して報告しなければならない。

第20条 区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関は、申請人の提出に係る弁護士事務所設立申請について、次に掲げる状況に応じてそれぞれ処理をしなければならない。

- (1) 申請資料が整い、法定の形式に適合する場合には、受理しなければならない。
- (2) 申請資料が整わず、又は法定の形式に適合しない場合には、その場で、又は申請資料を接受した日から5日以内に申請人に対し補正する必要がある内容の全部を一括して告知しなければならない。申請人が要求に従い補正した場合には、これを受理する。期間を徒過して告知しない場合には、申請資料を接受した日から直ちに受理とする。
- (3) 申請事項が法定の条件に明らかに適合せず、又は申請人が補正を拒絶し、若しくは関係資料を補正するすべがない場合には、これを受理せず、かつ、申請人に対し書面により理由を説明する。

第21条 申請を受理した司法行政機関は、受理決定の日から20日以内に申請資料に対する審査を完了しなければならない。

- 2 審査の過程においては、設立予定弁護士事務所の所在地の県級の司法行政機関の意見を求めることができる。関係する状況を調査・確認する必要があるものについては、申請人に対し関係する証明資料を提供するよう要求することができ、また県級の司法行政機関に委託して確認をさせることもできる。
- 3 審査を経れば、弁護士事務所設立の申請が法定の条件に適合するか否か、及び資料が真実で整っているか否かについて審査意見を発行し、かつ、審査意見及び申請資

料の全部を省、自治区又は直轄市の司法行政機関に報告・送付しなければならない。
第 22 条 省、自治区又は直轄市の司法行政機関は、申請を受理した機関の報告・送付に係る審査意見及び申請資料の全部を接受した日から 10 日以内に審査をし、弁護士事務所の設立を許可するか否かの決定をしなければならない。

2 設立を許可する場合には、決定の日から 10 日以内に申請人に対し弁護士事務所業務執行許可証を発行しなければならない。

3 設立を許可しない場合には、申請人に対し書面により理由を説明しなければならない。

第 23 条 弁護士事務所業務執行許可証は、正本及び副本に分かれる。正本は事務取扱場所に掲げるのに用い、副本は検査を受けるのに用いる。正本及び副本は、同等の法的効力を有する。

2 弁護士事務所の業務執行許可証に記載すべき内容、作成の規格及び証書番号編成弁法は、司法部がこれを定める。業務執行許可証は、司法部が統一してこれを作成する。

第 24 条 弁護士事務所の設立申請人は、業務執行許可証を取得した後 60 日以内に、関係規定に従い印章を製作し、銀行口座を開設し、及び税務登記手続をし、弁護士事務所の開業に係る各種準備業務を完了し、かつ、作成した弁護士事務所の公印及び財務印の印影並びに開設した銀行口座を所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関に届け出て記録にとどめなければならない。

第 25 条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、弁護士事務所の設立を許可する旨の決定をした省、自治区又は直轄市の司法行政機関が設立を許可する旨の原決定を取り消し、弁護士事務所業務執行許可証を回収し、かつ、抹消する。

(1) 申請人が欺罔及び賄賂等の不正手段により設立許可決定を取得したこと。

(2) 法定の条件に適合しない申請又は法定の手続に違反したものについて、設立を許可する旨の決定をしたこと。

第 4 章 弁護士事務所の変更及び終了

第 26 条 弁護士事務所は、名称、責任者、定款又はパートナーシップ合意を変更する場合には、所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関による審査を経た後に原審査機関に報告して認可を受けなければならない。具体的弁法については、弁護士事務所設立許可手続に従い取り扱う。

2 弁護士事務所は、住所又はパートナーを変更する場合には、変更の日から 15 日以内に、所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関を経て原審査機関に届け出て記録にとどめなければならない。

第 27 条 弁護士事務所が県、区を設けない市又は市管轄区をまたいで住所を変更する場合において、当該事務所に対し日常的監督・管理を実施することにつき責任を負う司法行政機関を相応して変更する必要があるときは、届出による記録手続をした後に、その所在地の区を設ける市級の司法行政機関又は直轄市の司法行政機関が関係する変更状況を弁護士事務所転入地の県級の司法行政機関に通知しなければならない。

2 弁護士事務所は、住所を他の省、自治区又は直轄市に移転しようとする場合には、原弁護士事務所を抹消し、新たな弁護士事務所を設立する手続に従い取り扱わなければならない。

第 28 条 弁護士事務所のパートナーの変更には、新パートナーの吸収、パートナーの脱退及びパートナーが法定の事由により、又はパートナー会議の決議を経て除名さ

れることが含まれる。

- 2 新パートナーは、専任で業務を執行する弁護士の中から選出し、かつ、3年以上の業務執行経歴を有しなければならない。ただし、司法部に別段の定めがある場合を除く。6か月以上の業務執行停止処罰を受けた弁護士は、処罰期間が満了して3年が経過していない場合には、パートナーを担任することができない。
- 3 パートナーが脱退し、又は除名された場合には、弁護士事務所は、法律、当該事務所の定款及びパートナーシップ合意により関連する財産権益及び債務負担等の事務を処理しなければならない。
- 4 パートナーの変更によりパートナーシップ合意を修正する必要がある場合には、修正した後のパートナーシップ合意は、第26条第1項の規定に従い報告して認可を受けなければならない。

第29条 弁護士事務所は、組織形態を変更する場合には、自ら法により業務連接、人員手配、資産処分及び債務負担等の事務を適切に処理し、かつ、定款及びパートナーシップ合意について相応する修正をした後に限り、第26条第1項の規定に従い変更を申請することができる。

第30条 弁護士事務所は、分割又は合併により原弁護士事務所について変更をし、又は原弁護士事務所を抹消して新たな弁護士事務所を設立する必要がある場合には、自ら法により関連する弁護士事務所の業務連接、人員手配、資産処分及び債務負担等の事務を適切に処理した後に、分割合意又は合併合意等の申請資料を提出し、この弁法の関連規定に従い取り扱わなければならない。

第31条 弁護士事務所は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、終了しなければならない。

- (1) 法定の設立条件を保持することができず、期間を限った整頓・是正を経ても条件に適合しないこと。
- (2) 業務執行許可証が法により取り消されたこと。
- (3) 自ら解散を決定したこと。
- (4) 法律又は行政法規の規定により終了すべきその他の事由

- 2 弁護士事務所は、設立許可を取得した後6か月内に開業しておらず、又は正当な理由なくして業務活動を停止して1年が経過した場合には、自ら運営を停止したものとみなし、終了しなければならない。
- 3 弁護士事務所は、業務停止・整頓処罰を受けて期間が満了する前においては、自ら解散を決定してはならない。

第32条 弁護士事務所は、終了事由が発生した後は、新たな業務を受理してはならない。

- 2 弁護士事務所は、終了事由が発生した後に、社会に対し公告し、関係規定により清算をし、法により資産分割及び債務弁済等の事務を処理しなければならない。
- 3 弁護士事務所は、清算が終了した後15日以内に、所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関に対し抹消申請書、清算報告、当該事務所の業務執行許可証その他の関係資料を提出しなければならない。当該司法行政機関が審査意見を発行した後に抹消申請資料の全部とともに原審査機関に報告して審査を受け、抹消手続をする。
- 4 弁護士事務所が公告又は清算義務を拒絶して履行しない場合には、区を設ける市級の、又は直轄市の区（県）の司法行政機関が社会に対し公告した後に、直接に原審査機関に報告し抹消手続をすることができる。弁護士事務所が抹消された後の債権・債務は、弁護士事務所の設立者又はパートナーが引き受ける。

- 5 弁護士事務所が抹消された場合には、その業務档案、財務帳簿及び当該事務所の印章の移管及び処置については、関係規定に従い取り扱う。

第5章 弁護士事務所の分所の設立、変更及び終了

第33条 成立して3年以上経過し、かつ、20名以上の業務執行弁護士を有するパートナーシップ弁護士事務所は、業務発展の必要に基づき、当該事務所の所在地の市又は県以外の場所において分所を設立することができる。直轄市又は区を設ける市において設立されたパートナーシップ弁護士事務所も、当該事務所の所在する都市区以外の区又は県において分所を設立することができる。

- 2 弁護士事務所及びその分所が業務停止・整頓の処罰を受けて期間が満了していない場合には、当該弁護士事務所は、分所の設立を申請することができない。弁護士事務所の分所が業務執行許可証取消しの処罰を受けた場合には、当該弁護士事務所は、分所が処罰を受けた日から2年内において分所の設立を申請することができない。

第34条 分所は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 「弁護士事務所名称管理法」の規定に適合する名称を有すること。
 - (2) 自己の住所を有すること。
 - (3) 弁護士事務所が派遣して駐在させる3名以上の専任弁護士を有すること。
 - (4) 人民幣30万元以上の資産を有すること。
 - (5) 分所の責任者は、3年以上の業務執行経歴を有し、かつ、専任で業務を執行することができ、かつ、責任者に就任する前3年内において業務執行停止の処罰を受けたことがない弁護士でなければならないこと。
- 2 弁護士事務所が経済の発達を欠く市又は県において分所を設立する場合には、前項所定の派遣駐在弁護士の条件は、これを1名ないし2名に引き下げることができる。資産条件は、これを人民幣10万元に引き下げることができる。具体的な適用地区は、省、自治区又は直轄市の司法行政機関がこれを確定する。
- 3 省、自治区又は直轄市の司法行政機関は、当該地方の経済的社会的発展及び弁護士業の発展状況に基づき、第1項第(3)号及び第(4)号所定の条件を引き上げる必要がある場合には、第13条所定の手続に従い取り扱う。

第35条 弁護士事務所は、分所の設立を申請する場合には、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 分所設立申請書
 - (2) 当該事務所の基本状況、当該事務所の設立許可機関がそのために発行した「弁護士法」第19条及びこの弁法第33条所定の条件に適合する旨の証明
 - (3) 当該事務所の業務執行許可証の写し、当該事務所の定款及びパートナーシップ合意
 - (4) 分所において業務執行を予定する弁護士の名簿、略歴、身分証明及び弁護士業務執行証書の写し
 - (5) 分所の責任者に任命する予定の候補者及び基本状況並びに当該候補者の業務執行許可機関がその者のために発行した第34条第1項第(5)号所定の条件に適合する旨の証明
 - (6) 分所の名称並びに分所の住所証明及び資産証明
 - (7) 当該事務所が制定した分所管理法
- 2 分所の設立を申請する際には、申請人は、「弁護士事務所分所設立申請登記表」にありのままに記入して報告しなければならない。

第 36 条 弁護士事務所が分所の設立を申請する場合には、設立を予定する分所の所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関が設立申請を受理し、かつ、初歩的審査をし、省、自治区又は直轄市の司法行政機関に報告して審査を受け、分所の設立を許可するか否かの決定を受ける。具体的な手続は、第 20 条ないし第 22 条の規定に従い取り扱う。

2 分所の設立を許可する場合には、設立許可機関が申請人に対し弁護士事務所分所業務執行許可証を発行する。

第 37 条 分所の弁護士については、弁護士事務所が派遣して駐在させるほか、「弁護士業務執行管理弁法」の規定により社会から弁護士を招聘・任用することができる。

2 分所の弁護士を派遣して駐在させる場合には、「弁護士業務執行管理弁法」の弁護士の業務執行機構の変更に関する規定を参照して取り扱い、分所の設立を許可する省、自治区又は直轄市の司法行政機関が業務執行証書を交換・発行し、原業務執行証書を原証書発行機関に返納させる。分所は、弁護士を招聘・任用する場合には、「弁護士業務執行管理弁法」所定の弁護士業務執行許可の申請又は業務執行機構の変更に係る手続により取り扱う。

第 38 条 弁護士事務所は、分所の責任者を変更する旨を決定した場合には、分所の所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関を経て分所の設立許可機関に報告して認可を受けなければならない。分所に派遣して駐在させる弁護士を変更する場合には、「弁護士業務執行管理弁法」の弁護士の業務執行機構の変更に係る規定を参照して取り扱う。

2 分所は、住所を変更する場合には、変更の日から 15 日以内に、分所の所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関を経て分所の設立許可機関に届け出て記録にとどめなければならない。

3 弁護士事務所は、名称を変更する場合には、名称変更の認可を取得した日から 30 日以内に、分所の所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関を経て分所の設立許可機関に対し、分所の名称変更を申請しなければならない。

第 39 条 分所は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、終了しなければならない。

(1) 弁護士事務所が法により終了したこと。

(2) 弁護士事務所が「弁護士法」及びこの弁法所定の分所の設立条件を保持することができず、期間を限った整頓・是正を経ても条件に適合しないこと。

(3) 分所がこの弁法所定の設立条件を保持することができず、期間を限った整頓・是正を経ても条件に適合しないこと。

(4) 分所が設立許可を取得した後 6 か月内に開業しておらず、又は正当な理由なくして業務活動を停止して 1 年が経過したこと。

(5) 弁護士事務所が分所の運営を停止する旨を決定したこと。

(6) 分所の業務執行許可証が法により行政処罰として取り消されたこと。

(7) 法律又は行政法規の規定により終了すべきその他の事由

2 分所が終了した場合には、分所の設立許可機関が分所の業務執行許可証を抹消する。分所終了の関係事項は、第 32 条の規定に従い取り扱う。

第 6 章 弁護士事務所の業務執行及び管理規則

第 40 条 弁護士事務所は、業務執行管理その他の各種内部管理制度を確立して健全化し、当該事務所の弁護士の業務執行行為を規範化し、監督・管理職責を履行し、当該事務所の弁護士が法律、法規、規則及び業種規範を遵守し、職業道徳及び業務執

行規律を遵守する状況について監督をし、問題を発見すれば遅滞なくこれを是正しなければならない。

第 41 条 弁護士事務所は、当該事務所の弁護士及び補助人員が次の権利を享有するよう保障しなければならない。

- (1) 当該事務所の提供する必要な業務条件及び労働保障を取得する権利
- (2) 労働報酬を取得し、及び関係する福利待遇を享受する権利
- (3) 当該事務所に対し意見及び建議を提出する権利
- (4) 法律、法規、規則及び業種規範所定のその他の権利

第 42 条 弁護士事務所は、当該事務所の弁護士及び補助人員が次の義務を履行するのを監督しなければならない。

- (1) 憲法及び法律を遵守し、職業道徳及び業務執行規律を遵守する義務
- (2) 法により、信義誠実に、かつ、規範的に業務を執行する義務
- (3) 当該事務所の監督・管理を受け、当該事務所の定款及び規則・制度を遵守し、当該事務所の形象及び名声・名誉を維持・保護する義務
- (4) 法律、法規、規則及び業種規範所定のその他の義務

第 43 条 弁護士事務所は、規則違反弁護士解雇及び除名制度を確立し、法令に違反して業務を執行し、当該事務所の定款及び管理制度に違反し、又は年度考査が職務にたえない弁護士について、その者を解雇し、又はパートナー会議を経てその者の除名を採択することができる。関係する処理結果は、これを所在地の県級の司法行政機関及び弁護士協会に届け出て記録にとどめる。

第 44 条 弁護士事務所は、法定の業務範囲内において業務活動を展開しなければならない。独資、他人との合資又は委託持株方式により企業を設立・運営し、かつ、弁護士を委託・派遣して企業の法定代表者又は総経理の職務を担任させてはならず、法律サービスと関連のないその他の経営性活動に従事してはならない。

第 45 条 弁護士事務所は、他の弁護士事務所と公平に競争しなければならない。他の弁護士事務所若しくは弁護士をおとしめ、又は紹介料を支払う等の不正手段により業務を引き受けてはならない。

第 46 条 弁護士が業務の取扱いを引き受ける場合には、弁護士事務所が統一して委託を受け、委託者と書面による委託契約を締結する。

2 弁護士事務所は、業務を受理する場合には、利益抵触審査をしなければならない。規定に違反して当該事務所が取扱いを引き受けた業務及びその委託者との間において利益抵触がある業務を受理してはならない。

第 47 条 弁護士事務所は、関係規定に従い統一してサービス費用を収受し、かつ、ありのままに記帳し、費用収受管理制度を確立して健全化し、規則に違反した費用収受に関する通報及び苦情申立てを遅滞なく調査・処理しなければならない。政府指導価格を実行する業務領域において所定の標準に違反して費用を収受し、又はリスク代理管理規定に違反して費用を収受してはならない。

2 弁護士事務所は、規定に従い財務管理制度を確立して健全化し、合理的な分配制度及びインセンティブ・メカニズムを確立して実行しなければならない。

3 弁護士事務所は、法により納税しなければならない。

第 48 条 弁護士事務所は、法により法律援助義務を履行し、当該事務所の弁護士が法律援助事件の取扱いを引き受けるよう遅滞なく手配し、法律援助事件を取り扱うために条件及び便宜を供与しなければならない。正当な理由がなければ、法律援助機関が指定して割り当てる法律援助事件の受入れを拒絶してはならない。

第 49 条 弁護士事務所は、重大な難解事件の指示申請報告、集団検討及び検査監督・

指導制度を確立して健全化し、受理手続を規範化し、弁護士が法により重大な難解事件を取り扱うのを指導・監督しなければならない。

第 50 条 弁護士事務所は、法により管理職責を履行し、当該事務所の弁護士が法により、規範的に業務の取扱いを引き受けるよう教育・管理し、当該事務所の弁護士の業務執行活動に対する監督・管理を強化しなければならないが、当該事務所の弁護士が次の行為をするのを放任し、又は放置してはならない。

- (1) 当事者その他人員を扇動し、教唆し、及び組織して司法機関その他国家機関において座り込ませ、札をかかげさせ、横断幕を広げさせ、スローガンをとねえさせ、声援させ、又はやじ馬見物をさせる等の公共の秩序を乱し、又は公共の安全に危害を及ぼす不法手段を講じ、群衆を集めてトラブルを生じさせ、影響を生じさせ、関係部門に対し圧力をほどこさせる行為
- (2) 本人又は他の弁護士が取り扱っている事件について歪曲又は誤導性のある宣伝及び評論をし、悪意で事件を宣伝する行為
- (3) つながりをつけて団体を組織し、連署して署名し、公開レターを發表し、オンライン集合を組織し、若しくは声援する等の方式により、又は事件研究・討論に名を借り、世論圧力を生じさせ、司法機関及び司法制度を攻撃し、又はおとしめる行為
- (4) 正当な理由なくして、人民法院の通知に従い出廷して訴訟に参加するのを拒絶し、又は法廷規則に違反し、無断で退廷する行為
- (5) 群衆を集めて騒ぎを引き起こし、法廷に突撃し、司法業務人員若しくは訴訟参加人を侮辱し、誹謗し、威嚇し、若しくは殴打し、国の認定した邪教組織の性質を否定する行為又は法廷の秩序を重大に乱すその他の行為
- (6) 憲法の確立する根本的政治制度若しくは基本原則を否定し、及び国の安全に危害を及ぼす言論を發表し、若しくは流布し、ネットワーク若しくはメディアを利用して党及び政府に対する不満を挑発し、国の安全に危害を及ぼす組織を發起し、若しくはそれに参与し、若しくは国の安全に危害を及ぼす活動を支援し、それに参与し、若しくはそれを実施し、又は事実の真相を歪曲し、若しくは社会の公序良俗に明らかに違背する等の方式により、悪意で他人を誹謗する言論を發表し、若しくは法定の秩序を重大に乱す言論を發表する行為

第 51 条 パートナースHIP 弁護士事務所及び国が出資して設立する弁護士事務所は、規定に従い採用した弁護士及び補助人員のために失業、養老及び医療等の社会保険手続をしなければならない。

2 個人弁護士事務所は、弁護士及び補助人員を採用する場合には、前項の規定に従いそれらの者のために社会保険手続をしなければならない。

第 52 条 弁護士事務所は、規定に従い業務執行リスク、事業発展及び社会保障等の基金を確立しなければならない。

2 弁護士が業務執行責任保険に参加する具体的な弁法は、別途これを定める。

第 53 条 弁護士が違法に業務を執行し、又は故意若しくは過失により当事者に対し損害をもたらした場合には、当該弁護士が所在する弁護士事務所が賠償責任を負う。弁護士事務所は、賠償した後に故意又は重大な過失行為がある弁護士に対し求償することができる。

2 普通パートナースHIP 弁護士事務所のパートナーは、弁護士事務所の債務について無限連帯責任を負う。特殊な普通パートナースHIP 弁護士事務所の 1 名のパートナー又は数名のパートナーは業務執行活動において故意又は重大な過失により弁護士事務所の債務をもたらした場合には、無限責任又は無限連帯責任を負わなければ

ならず、その他のパートナーは弁護士事務所におけるその財産持分を限度として責任を負う。パートナーが業務執行活動において故意又は重大な過失によらないでもたらした弁護士事務所の債務については、全体パートナーが無限連帯責任を負う。個人弁護士事務所の設立人は、弁護士事務所の債務について無限責任を負う。国が出資して設立する弁護士事務所は、その全部の資産によりその債務について責任を負う。

第54条 弁護士事務所の責任者は、弁護士事務所の業務活動及び内部事務について管理をする責任を負い、対外的に弁護士事務所を代表し、法により弁護士事務所の違法行為に対する管理責任を負う。

2 パートナー会議又は弁護士会議は、これをパートナーシップ弁護士事務所又は国が出資して設立する弁護士事務所の政策決定機構とする。個人弁護士事務所の重大な政策決定については、雇用されている弁護士の意見を十分に聴取しなければならない。

3 弁護士事務所は、当該事務所の定款に基づき関連する管理機構を設立し、又は専任管理人員を配備し、当該事務所の責任者が日常的管理業務を展開するのに協力させることができる。

第55条 弁護士事務所は、当該事務所の弁護士に対する職業道德及び業務執行規律教育を強化し、業務学習及び経験交流活動の展開を組織し、弁護士が業務養成・訓練及び継続教育に参加するために条件を提供しなければならない。

第56条 弁護士事務所は、弁護士表彰・報奨制度を確立し、法により、信義誠実に、かつ、規範的に業務を執行する言動が突出した弁護士に対し表彰・報奨を与えなければならない。

第57条 弁護士事務所は、苦情申立調査・処理制度を確立し、当該事務所の弁護士の業務執行活動における法令違反行為を遅滞なく調査・処理し、又は是正し、業務執行における委託者との間の紛争を調査・処理しなければならない。苦情申立てを受けた弁護士に対し行政処罰又は業種懲戒をする必要があると認める場合には、遅滞なく所在地の県級の司法行政機関又は弁護士協会に対し報告しなければならない。

2 既にパートナーを担任している弁護士は、6か月以上の業務執行停止処罰を受けた場合には、処罰決定発効の日から処罰期間満了後3年内においてパートナーを担任することができない。

第58条 弁護士事務所は、弁護士業務執行年度考査制度を確立し、規定に従い当該事務所の弁護士の業務執行態度並びに職業道德及び業務執行規律遵守の状況について考査をし、等級を評定し、懲罰を実施し、弁護士業務執行档案及び信義誠実档案を確立しなければならない。

第59条 弁護士事務所は、毎年、第1四半期に所在地の県級の司法行政機関を経て区を設ける市級の司法行政機関に対し前年度の当該事務所の業務執行状況報告及び弁護士業務執行考査結果を提出し、直轄市の弁護士事務所の業務執行状況報告及び弁護士業務執行考査結果については直接に所在する地区（県）の司法行政機関に対し提出し、司法行政機関の年度検査・考査を受けなければならない。具体的な年度検査・考査方法は、司法部がこれを定める。

第60条 弁護士事務所は、規定に従い档案管理制度を確立して健全化し、取扱いを引き受けた業務の事件記録及び関係資料について遅滞なく記録としてまとめて档案に帰属させ、適切に保管しなければならない。

第61条 弁護士事務所は、当該事務所のウェブサイト等を通じて、当該事務所の弁護士及び補助人員の基本情報及び賞罰状況を公開しなければならない。

第 62 条 弁護士事務所は、当該事務所の業務執行許可証を適切に保管し、及び法により使用しなければならない。これを変造し、無償で貸し出し、又は有償で貸し出してはならない。遺失又は毀損がある場合には、遅滞なく所在地の県級の司法行政機関に報告し、所在地の区を設ける市級又は直轄市の区（県）の司法行政機関を経て、原審査機関に対し補充・発行又は交換・発行を申請しなければならない。弁護士事務所の業務執行許可証が遺失された場合には、当該地区の新聞・刊行物に遺失声明を掲載しなければならない。

2 弁護士事務所が許可を取り消され、又は業務執行許可証取消しの行政処罰を受けた場合には、所在地の県級の司法行政機関がその業務執行許可証の返納を受ける。

3 弁護士事務所は、業務停止・整顿処罰を受けた場合には、処罰決定発効後から処罰期間が満了するまで、業務執行許可証をその所在地の県級の司法行政機関に預託しなければならない。

第 63 条 弁護士事務所は、分所の業務執行及び管理活動に対する監督を強化し、かつ、次に掲げる管理職責を履行しなければならない。

(1) 分所の責任者の任免

(2) 分所に派遣して駐在させる弁護士の決定及び分所の招聘・任用する弁護士の候補者の審査・承認

(3) 分所の内部管理制度の審査及び承認

(4) 分所の年度業務計画及び年度業務総括報告の審査及び承認

(5) 分所の業務執行活動及び重大な法律事務の取扱いの指導及び監督

(6) 分所の財務活動の指導及び監督並びに分所の分配方案及び年度財務予算・決算の審査及び承認

(7) 分所の重要事項の変更、分所の業務停止及び分所の資産の処置に係る決定

(8) 当該弁護士事務所所定の弁護士事務所が決定するその他の事項

2 弁護士事務所は、法によりその分所の債務について責任を負わなければならない。

第 7 章 司法行政機関の監督・管理

第 64 条 県級の司法行政機関は、当該行政区域内の弁護士事務所の業務執行活動について日常的監督・管理をし、次に掲げる職責を履行する。

(1) 弁護士事務所が業務活動展開の過程において法律、法規及び規則を遵守する状況を監督すること。

(2) 弁護士事務所の業務執行及び内部管理制度の確立及び実施の状況を監督すること。

(3) 弁護士事務所が法定の設立条件を保持し、及び変更につき認可を受けるために報告し、又は記録にとどめるために届け出ることの執行状況を監督すること。

(4) 弁護士事務所が清算をし、及び抹消を申請する状況を監督すること。

(5) 弁護士事務所が弁護士業務執行年度考査を展開し、及び年度業務執行総括を報告する状況を監督すること。

(6) 弁護士事務所に対する通報及び苦情申立てを受理すること。

(7) 弁護士事務所が行政処罰を履行し、及び整顿・是正を実行する状況を監督すること。

(8) 司法部及び省、自治区又は直轄市の司法行政機関所定のその他の職責

2 県級の司法行政機関は、日常的監督・管理の展開過程において、発見し、又は確認した弁護士事務所の業務執行及び内部管理分野に存在する問題について、弁護士事務所の責任者又は関係する弁護士に対し警告表示談話をし、是正するよう命じ、か

つ、その整頓・是正状況について監督をしなければならない。弁護士事務所の違法行為について法により行政処罰を科すべきであると認める場合には、1級上の司法行政機関に対し処罰建議を提出しなければならない。業種懲戒をする必要があると認める場合には、弁護士協会に移送して処理させる。

第65条 区を設ける市級の司法行政機関は、次に掲げる監督・管理職責を履行する。

- (1) 当該行政区域の弁護士事務所の業務執行活動並びに組織建設、隊列建設及び制度建設の状況を掌握し、弁護士業務を強化する措置及び弁法を制定すること。
- (2) 1級下の司法行政機関の日常的監督・管理業務を指導し、及び監督し、弁護士事務所に対する専門項目監督・検査業務の展開を組織し、弁護士事務所に対する重大な苦情申立事件の調査・処理業務を指導すること。
- (3) 弁護士事務所に対し表彰をすること。
- (4) 法定の職権により弁護士事務所の違法行為について行政処罰を実施し、法により営業許可証取消しの行政処罰を科すべき場合には、1級上の司法行政機関に対し処罰建議を提出すること。
- (5) 弁護士事務所に対する年度検査・考査業務の展開を組織すること。
- (6) 弁護士事務所の設定、変更、分所の設定及び抹消申請事項を受理し、及び審査すること。
- (7) 弁護士事務所の業務執行档案を確立し、弁護士事務所に関する許可、変更、終了及び業務執行档案情報の公開業務につき、責任を負うこと。
- (8) 法律、法規及び規則所定のその他の職責

2 直轄市の区（県）の司法行政機関は、前項所定の関係職責を負う。

第66条 省、自治区及び直轄市の司法行政機関は、次に掲げる監督・管理職責を履行する。

- (1) 当該行政区域の弁護士事務所の発展規画及び関係政策を制定し、弁護士事務所管理に係る規範的文書を制定すること。
- (2) 当該行政区域の弁護士事務所の組織建設、隊列建設、制度建設及び業務展開状況を掌握すること。
- (3) 下級の司法行政機関の監督・管理業務を監督し、及び指導し、弁護士事務所に対する専門項目監督・検査及び年度検査・考査業務を指導すること。
- (4) 弁護士事務所に対する表彰活動を組織すること。
- (5) 法により弁護士事務所の重大な違法行為について営業許可証取消しの行政処罰を実施し、1級下の司法行政機関の行政処罰業務を監督し、関係する行政再議及び申訴事件を取り扱うこと。
- (6) 弁護士事務所設立の審査・承認、変更の審査・承認又は記録、分所設立の審査・承認及び業務執行許可証抹消に係る事項を取り扱うこと。
- (7) 当該行政区域の弁護士事務所の重大情報に関する公開業務につき責任を負うこと。
- (8) 法律及び法規所定のその他の職責

第67条 弁護士事務所がこの弁法の関係規定に違反した場合には、「弁護士法」及び関係する法規又は規則の規定により法律責任を追及する。

2 弁護士事務所が第44条、第45条、第47条、第48条又は第50条の規定に違反した場合には、司法行政機関は、「弁護士法」第50条の関係規定により行政処罰を科さなければならない。

第68条 弁護士事務所が分所を管理する状況は、司法行政機関による当該弁護士事務所に対する年度検査・考査の内容にこれを組み入れなければならない。弁護士事務

所が分所及びその弁護士に対し管理を怠り、重大な結果をもたらした場合には、当該弁護士事務所の所在地の司法行政機関が法により行政処罰を実施する。

2 弁護士事務所の分所及びその弁護士は、分所の所在地の司法行政機関の監督及び指導を受け、分所の所在地の弁護士協会の業種管理を受けなければならない。

第 69 条 省、自治区又は直轄市をまたいで分所を設立する場合には、分所の所在地の省、自治区又は直轄市の司法行政機関は、分所の設立、変更及び終了並びに年度考査及び行政処罰等の状況について遅滞なく分所を設立した弁護士事務所の所在地の省、自治区又は直轄市の司法行政機関に副本を送付しなければならない。

第 70 条 各級の司法行政機関及びその業務人員は、弁護士事務所に対し監督・管理を実施する場合には、弁護士事務所の法による業務執行を妨害してはならず、弁護士事務所の適法な権益を侵害してはならず、弁護士事務所及びその弁護士の財物の取得を求め、又はこれを収受してはならず、かつ、その他の利益の取得を図ってはならない。

第 71 条 司法行政機関は、許可及び管理活動の実施に対する層級監督を強化し、規定に従い業務に関する統計、指示申請、報告及び取扱監督等の制度を確立しなければならない。

2 弁護士事務所の許可の実施、年度検査・考査又は報奨及び処罰につき責任を負う司法行政機関は、遅滞なく関係する許可決定、考査結果又は懲罰状況を下級の司法行政機関に通報し、かつ、1 級上の司法行政機関に報告・送付しなければならない。

第 72 条 司法行政機関及び弁護士協会は、弁護士及び弁護士事務所情報管理システムを確立し、関係規定に従い社会に対し弁護士事務所の基本情報並びに年度検査考査結果及び賞罰状況を公開しなければならない。

第 73 条 司法行政機関は、弁護士協会に対する指導及び監督を強化し、弁護士協会が「弁護士法」並びに協会定款及び業種規範により弁護士事務所に対し業種自己規律を実行するのを支持し、行政管理と業種自己規律とを結合する協調及び協力メカニズムを確立して健全化しなければならない。

第 74 条 各級の司法行政機関は、定期に当該行政区域の弁護士事務所の組織、隊列及び業務状況の統計資料及び年度管理業務総括を 1 級上の司法行政機関に報告・送付しなければならない。

第 75 条 人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関その他関係部門が弁護士事務所の法令違反行為について、司法行政機関又は弁護士協会に対し処罰又は処分の建議を提出した場合には、司法行政機関又は弁護士協会は、処理決定をした日から 7 日以内に建議機関に通報しなければならない。

第 76 条 司法行政機関の業務人員が弁護士事務所の設立許可及び監督・管理活動の実施において、職権を濫用し、又は職務を懈怠して犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法により行政処分をする。

第 8 章 附則

第 77 条 軍隊の法律顧問所の管理については、国务院及び中央軍事委員会の関係規定に従い執行する。

第 78 条 この弁法は、2016 年 11 月 1 日から施行する。従前に司法部が制定した弁護士事務所管理に関する規則又は規範的文書がこの弁法と抵触する場合には、この弁法を基準とする。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)